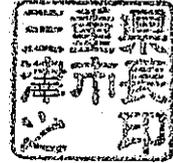


津市環保第 913 号
平成 30 年 2 月 13 日

三重県知事 鈴木 英敬 様

津市長 前 葉 泰



(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業に係る環境影響評価
方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (回答)

このことについて、平成 29 年 12 月 18 日付け環生第 16 - 71 号で、環境影響
評価法第 10 条第 2 項の規定に基づきご照会のありました(仮称)ウインドパー
ク布引北風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地か
らの意見について、別紙のとおり回答します。

津市環境部環境保全課環境保全担当

電話番号 059-229-3140

FAX 059-229-3354

E-mail 229-3140@city.tsu.lg.jp

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見

1 総論

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電設備の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。
- (3) 本事業の実施に伴い使用する建設機械、車両、資材の搬出入及びその経路等については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、綿密に検討すること。
- (4) 対象事業実施区域には、他の事業者による風力発電事業も計画されており、複合的な影響が懸念されるため、騒音、低周波音、景観、動植物等について、他事業者と可能な限り情報を共有し、環境影響評価に反映させること。
- (5) 本事業において、風車敷の造成や工事用道路の新設など土木工事による地形の改変面積が大きくなることが予想されることから、地形の改変箇所の決定にあたっては、地形の改変面積を極力最小限にするなど、環境への負荷を低減するよう検討すること。また、工事の影響については、事前の調査をもとに慎重に検討すること。
- (6) 本事業計画の実施に当たっては、周辺地域住民の理解が不可欠となることから、必要な情報の周知、十分な説明と意見の聴取を確実に進めること。

2 各論

(1) 大気質

対象事業実施区域周辺及び工事関係車両の主要な走行ルート周辺には、住居地域が存在していることから、工事の実施（工事中資材等の搬出入、建設機械の稼働）等により周辺住民の生活等に影響が及ぶことがないよう、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音及び低周波音の影響

ア 環境影響評価法第8条第1項に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者から提出のあった方法書に対する意見書には、騒音及び低周波音（以下「騒音等」という。）による影響を懸念する意見が多く寄せられている。このことを踏まえ、今回の造成工事等の施工、工事中資材の輸送や供用時の騒音等が地域住民の生活に影響が及ぶことのないよう、十分な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風車の機種、配置など騒音の低減に有効な装置の導入等を検討すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、元来、静穏な地域であることを踏まえ、施設の稼働による騒音の評価に当たっては、環境省が平成29年5月26日に公表した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」の内容を参考に、季節に留意しながら調査、予測を行い、風力発電施設の機種や適正な配置の検討を含め、影響が十分に回避又は低減されているかの観点から評価を行うこと。

ウ 建設機械の稼働に係る騒音調査について、工事中資材等の搬出入における調査日が平日及び土曜日を選定している一方で、建設機械の稼働における調査日では平日のみとなっている。土曜日等に建設機械を稼働させる可能性がある場合には、土曜日等にも調査を行うこと。

(3) 水質

ア 土地の改変や森林の伐採に伴う水環境への影響については、綿密な調査、予測及び評価を実施し、当該影響が回避、低減されるよう、必要な環境保全措置についても具体的に準備書に記載すること。

イ 工事の実施により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置について、近年増加している集中豪雨の傾向を踏まえ検討すること。

(4) 風車の影

施設の稼働に伴う風車の影に係る影響について、周辺住民の生活等に影響が及ぶことがないように、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 動物、植物及び生態系

動物、植物及び生態系については、専門家の意見を聴きながら、調査手法や調査時期などについて検討し、当該事業の実施に係る影響について調査、予測及び評価すること。

(6) 景観

景観への配慮にあたっては、人間の視距離に近いフォトモンタージュ等を作成するなど、わかりやすい情報提供や住民等の意見を引き出しやすくするための工夫を行うこと。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域内に落合の郷、錫杖ヶ岳が含まれることから、地域住民からの意見を踏まえて、その状態及び利用状況に関する調査及び予測を行い、事業の実施による影響を評価するとともに、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

(8) その他

事業の実施に伴う建設機械、車両、資材の搬出入等については、交通安全対策を十分に検討すること。